# 〈大切なお知らせ〉

平成 28 年 5 月

## 被扶養者の**資格がなくなった方**の**届け出**を忘れずに！

ＴＤＫ健康保険組合
適用担当

被扶養者であるご家族が就職したり、収入が増えたり、当健保組合の被扶養者の要件を満たさなくなったときは、そのご家族の保険証を返却し、当健保組合から外す手続きが必要になります。

**【こんなケースも削除申請が必要です！】**

- **就職したが、試用期間中は健康保険の適用が受けられない 。**
- **月額が 108,333 円※を超えるアルバイトを始めた 。**
  **（税控除前の総支給額。通勤交通費も含みます。）**
- **年金月額が 149,999 円を超える。**
- **就職はせず、自分で商売を始めたが年収が 130 万円※を超える 。**

**※60 歳未満であり、60 歳以上または障害者の方は、月額 149,999 円・年収 180 万円と読み替えてください。**

## 届け出は速やかに！

会社の担当者に必要書類の提出を行ってください。

必要書類　①被扶養者届（減員）…書類は各会社にありますので、会社の担当者へお問合せください。
②喪失対象者に関する確認書類…就労開始の分かる書類ｺﾋﾟｰ等
③喪失対象者のTDK保険証返却

皆さまのご協力を、どうぞよろしくお願いします。